

熊本県公報

第 1 1 6 1 2 号
平成 19 年 10 月 19 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県温泉法施行細則及び熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(薬務衛生課)	1
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則(人事課)	6
訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	6
告 示	
○熊本都市計画下水道事業変更認可(下水環境課)	7
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更(障害者支援総室)	7
○生活保護法の規定による医療機関の指定(社会福祉課)	7
○生活保護法の規定による医療機関の廃止()	8
○ " ()	8
○生活保護法の規定による医療機関及び施術者の変更()	8
○保安林の指定に関する予定(森林保全課)	9
○道路の区域変更(道路保全課)	9
○道路の供用開始()	9
○木材業者の登録(林業振興課)	10
○木材業者の書換()	10
○身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定(障害者支援総室)	10
○障害者自立支援法第 59 条第 1 項に規定する医療機関(育成医療・更生医療)の指定()	11
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見(商工政策課)	11
○道路位置指定(建築課)	11
○ " ()	12
○ " ()	12
○都市計画案の縦覧(都市計画課)	12
○地方卸売市場における卸売業務の廃止届出(団体支援総室)	12
○ミニショベルの一般競争入札の実施(管理調達課)	13
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示(森林保全課)	15
○ " ()	15

規 則

熊本県温泉法施行細則及び熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 56 号

熊本県温泉法施行細則及び熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(熊本県温泉法施行細則の一部改正)

第 1 条 熊本県温泉法施行細則(昭和 48 年熊本県規則第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 9 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 9 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 4 条第 2 項第 1 号」を「第 6 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 4 条第 2 項」を「第 6 条第 2 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 9 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 6 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「第 9 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 6 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第6条第1項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、同条第2項中「第5条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条第2項第4号中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第21条を第23条に改める。

第20条第1号及び第2号中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3号中「第15条第1項」を「第19条第1項」に、「第16条」を「第20条」に、「第17条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第19条を第21条とし、第15条から第18条までを2条ずつ繰り下げる。

第14条中「第15条第3項」を「第19条第3項」に、「第19条」を「第23条」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「第17条第1項」を「第21条第1項」に、「別記第17号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条を第15条とする。

第12条第1項中「第16条」を「第20条」に、「別記第16号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条第2項第3号中「第10条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第11条第1項中「第15条第1項」を「第19条第1項」に、「別記第15号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条第2項中「第8条第1項第4号」を「第12条第1項第4号」に改め、同条第3項中「第8条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項第2号中「第10条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第3号中「第10条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「別記第14号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「第14条第3項」を「第18条第4項」に、「別記第13号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条を第11条とする。

第8条第1項中「第9条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「別記第11号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条第2項中「別記第12号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「第9条第1項」を「第11条第1項」に、「別記第8号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条第2項中「第9条第1項」を「第11条第1項」に、「別記第9号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第3項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「別記第10号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(法人の合併及び分割の承認申請)

第7条 法第6条第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)及び第16条第1項の規定による法人の合併又は分割による許可の地位の承継の承認申請は、法人の合併及び分割に係る温泉掘削(増掘、動力装置、利用)許可承継承認申請書(別記第8号様式)により行うものとする。

(相続の承認申請)

第8条 法第7条第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)及び第17条第1項の規定による相続による許可の地位の承継の承認申請は、相続に係る温泉掘削(増掘、動力装置、利用)許可承継承認申請書(別記第9号様式)により行うものとする。

2 省令第4条第2項第2号又は第9条第2項第2号に規定する同意書は、温泉掘削(増掘、動力装置、利用)事業承継相続人選定同意書(別記第10号様式)とする。

別記第3号様式中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改める。

別記第5号様式中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改める。

別記第7号様式中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式備考2(4)中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改め、同様式備考2(5)中「第13条第2項第1号」を「第15条第2項第1号」に改める。

別記第17号様式中「第13条関係」を「第15条関係」に、「第17条第1項」を「第21条第1項」に改め、同様式を別記第20号様式とする。

別記第16号様式中「第12条関係」を「第14条関係」に、「第16条」を「第20条」に改め、同様式備考3中「第10条第1項」を「第14条第1項」に改め、同様式を別記第19号様式とする。

別記第15号様式中「第11条関係」を「第13条関係」に、「第15条第1項」を「第19条第1項」に改め、同様式備考6中「第15条第4項第1号」を「第19条第4項第1号」に改め、同様式備考7中「第10条第1項」を「第14条第1項」に改め、同様式備考8中「第10条第2項」を「第14条第2項」に改め、同様式を別記第18号様式とする。

別記第14号様式中「第10条関係」を「第12条関係」に、「第10条」を「第12条」に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第13号様式中「第9条関係」を「第11条関係」に、「第14条第3項」を「第18条第4項」に改め、同様式を別記第16号様式とする。

別記第12号様式中「第8条関係」を「第10条関係」に、「第8条第2項」を「第10条第2項」に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第11号様式中「第8条関係」を「第10条関係」に、「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第10号様式中「第7条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第 9 号様式中「第 7 条関係」を「第 9 条関係」に改め、同様式を別記第 12 号様式とする。

別記第 8 号様式中「第 7 条関係」を「第 9 条関係」に改め、同様式を別記第 11 号様式とし、別記第 7 号様式の次に次の 3 様式を加える。

別記第 8 号様式（第 7 条関係）

法人の合併及び分割に係る温泉掘削（増掘、動力装置、利用）許可承継承認申請書				
年 月 日				
熊本県知事 熊本県 保健所長 様				
申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 印				
電話番号				
温泉掘削（増掘、動力装置、利用）許可の地位を承継したいので、温泉法第 6 条第 1 項 第 1 6 条第 1 項の規定により申請します。				
合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置の事業又は温泉を公共の浴用若しくは飲用に供する事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	所在地 名称 代表者氏名			
許可の別	掘 削 増 掘 動力装置 利 用			
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 熊本県指令 第 号			
工事に係る土地	所在及び地番		地 目	
温泉を公共の利用に供する場所		温泉利用施設 の 名 称		
合併又は分割の予定日	年 月 日			
(備考) 次の書類を各 1 部添付してください。 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し 2 申請者が温泉法第 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに該当しない者又は同法第 1 5 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面				

別記第 9 号様式（第 8 条関係）

相続に係る温泉掘削（増掘、動力装置、利用）許可承継承認申請書				
年 月 日				
熊本県知事 熊本県 保健所長 様				
申請者の住所及び氏名				
印				
電話番号				
温泉掘削（増掘、動力装置、利用）許可の地位を承継したいので、温泉法第 7 条第 1 項第 17 条第 1 項の規定により申請します。				
被相続人との続柄				
被相続人の住所	住 所			
及 び 氏 名	氏 名			
許 可 の 別	掘 削 増 掘 動力装置 利 用			
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 熊本県指令 第 号			
工事に係る土地	所在及び地番		地 目	
温泉を公共の利用に供する場所		温泉利用施設の名称		
相続開始の日	年 月 日			
（備考）次の書類を各 1 部添付してください。 1 戸籍謄本 2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 3 申請者が温泉法第 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに該当しない者又は同法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面				

別記第 1 0 号様式（第 8 条関係）

温泉掘削（増掘、動力装置、利用）事業承継相続人選定同意書

年 月 日

熊本県知事
熊本県 保健所長 様住所
氏名

印

次のとおり温泉掘削（増掘、動力装置、利用）の許可の地位を承継すべき相続人を選定することに同意します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 許可を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

(熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則（平成 16 年熊本県規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 13 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 20 日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 57 号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則

熊本県衛生事務に関する委任規則（平成 3 年熊本県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号ア中「第 9 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改め、同号ク中「第 31 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改め、同号クを同号シとし、同号キ中「第 30 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改め、同号キを同号サとし、同号カ中「第 27 条」を「第 31 条」に改め、同号カを同号コとし、同号オ中「第 14 条第 4 項」を「第 18 条第 5 項」に改め、同号オを同号ケとし、同号エ中「第 14 条第 3 項」を「第 18 条第 4 項」に改め、同号エを同号クとし、同号ウ中「第 13 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に改め、同号ウを同号オとし、同号オの次に次のように加える。

カ 法第 16 条第 1 項の規定により法人の合併又は分割による許可の地位の承継の承認をすること。

キ 法第 17 条第 1 項の規定により相続による許可の地位の承継の承認をすること。

第 1 条第 5 号イ中「第 6 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「第 9 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 法第 6 条第 1 項（法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により法人の合併又は分割による許可の地位の承継の承認をすること。

ウ 法第 7 条第 1 項（法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により相続による許可の地位の承継の承認をすること。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 20 日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 39 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 健康福祉部薬務衛生課の項第 11 項部（局）長専決事項の欄第 2 号中「第 7 条（同法第 9 条第 2 項）」を「第 9 条（同法第 11 条第 2 項）」に改め、同項同欄第 3 号中「第 8 条（同法第 9 条第 2 項）」を「第 10 条（同法第 11 条第 2 項）」に改め、同項同欄第 4 号中「第 9 条」を「第 11 条」に改め、同項同欄第 5 号中「第 10 条」を「第 12 条」に改め、同項同欄第 6 号中「第 12 条」を「第 14 条」に改め、同項同欄第 7 号中「第 15 条」を「第 19 条」に改め、同項同欄第 8 号中「第 21 条」を「第 25 条」に改め、同項同欄第 9 号中「第 24 条」を「第 28 条」に改め、同項同欄第 10 号中「第 26 条」を「第 30 条」に改め、同項課（総室・室・センター）長専決事項の欄第 1 号中「第 9 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改め、同項同欄第 4 号中「第 17 条第 1 項」を「第 21 条第 1 項」に改め、同号を同項同欄第 6 号とし、同項同欄第 3 号中「第 16 条」を「第 20 条」に改め、同号を同項同欄第 5 号とし、同項同欄第 2 号中「第 6 条第 1 項（同法第 9 条第 2 項）」を「第 8 条第 1 項（同法第 11 条第 2 項）」に改め、同号を同項同欄第 4 号とし、同項同欄第 1 号の次に次の 2 号を加える。

2 同法第 6 条第 1 項（同法第 11 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定により法人の合併又は分割による許可の地位の承継の承認をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。

3 同法第 7 条第 1 項（同法第 11 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定により相続による許可の地位の承継の承認をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。

附 則

この訓令は、平成 19 年 10 月 20 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 885 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 嘉島町
2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業 嘉島公共下水道
3 事業計画

（1）収用の部分

変更なし。

（2）使用の部分

平成 15 年 6 月 6 日熊本県告示第 597 号の事業地に、嘉島町大字鯉字下田並びに大字上島字同尻、字長池、字西塘添、字町下、字東塘添、字古塘添、字南屋敷、字宮之前、字野辺下、字折敷町、字門ノ久及び字壺町田並びに大字上六嘉字押切、字丸池、字藤田、字池尻、字龍福寺、字鈴町、字志戸岡、字皮原、字苗床、字深町、字井樋尻、字龍ノ前及び字前田並びに大字下六嘉字琵琶甲、字旭町、字井樋本、字百海、字塘添、字前田、字菰原、字吐合、字中市、字蔵免及び字平柳並びに大字上仲間字中島、字上川原及び字大名戸塘下を加え、嘉島町大字鯉字蓑田、字中嶋、字杉ノ本、字皆根、字石島及び字高八並びに大字上島字幸八、字芝原、字蔵園、字北居屋敷、字三田々、字三十六、字皆本及び字四郎丸並びに大字上六嘉字金畑及び字火渡の地内において事業地を変更する。

（3）事業施行期間

平成 14 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 886 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称 及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社コムスン 株式会社コムスン合志ケアセンター 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	合志市幾久富 1909-539	合志市幾久富 1758-17	平成 19 年 9 月 1 日

熊本県告示第 887 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6870029	藤澤皮ふ科内科	医療法人社団藤樹会	上天草市松島町合津 2367	平成 19 年 8 月 1 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6034044	荒尾こころの郷病院	医療法人洗心会	荒尾市荒尾 1992	平成 19 年 9 月 1 日
6164008	ひかりハロー歯科診療所	医療法人社団友志会	宇城市松橋町両仲間 49-1	平成 19 年 9 月 1 日
6534004	阿蘇立野歯科	丸野 克之	阿蘇郡南阿蘇村立野 199-2	平成 19 年 9 月 1 日
6164009	熊本県こども総合療育センター	熊本県知事	宇城市松橋町豊福 2900	平成 6 年 7 月 1 日

6054030	山瀬内科小児科 歯科医院	山瀬 秀夫	玉名市高瀬 674	平成 19 年 7 月 1 日
---------	-----------------	-------	-----------	-----------------

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0001021	あらおシティ薬局	有限会社あらお シティ薬局	荒尾市緑ヶ丘二丁目 4-4	平成 15 年 1 月 1 日
0001022	あらおシティ薬局	有限会社ケイエ スシステムズ	荒尾市緑ヶ丘二丁目 4-4	平成 19 年 6 月 1 日
0001023	宇土まつやま調 剤薬局	塚原 健太郎	宇土市松山町 1921-3	平成 19 年 9 月 1 日

熊本県告示第 888 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6880005	藤沢皮ふ科内科	藤澤 英彦	上天草市松島町合津 2367	平成 19 年 8 月 1 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
0001021	あらおシティ薬局	有限会社あらお シティ薬局	荒尾市緑ヶ丘二丁目 4-4	平成 19 年 5 月 31 日

熊本県告示第 889 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により指定をした次の医療機関が廃止されたので告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
0000864	あらおシティ薬局	有限会社シバモ ト薬局	荒尾市緑ヶ丘二丁目 4-4	平成 15 年 1 月 1 日

熊本県告示第 890 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関及び施術者から変更の届出があった。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
山瀬内科小児科 歯科医院	山瀬 秀夫	名 称		平成 19 年
		山瀬小児科医院	山瀬内科小児科歯科医院	7 月 1 日
光の森脳神経外 科内科	医療法人順風 会	住 所		平成 19 年
		菊池郡菊陽町津久礼 3202-4	菊池郡菊陽町光の森六丁目 1 番地 6	8 月 11 日

〔柔道整復〕

施術所名称	施 術 者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
花園整骨院	岡部 宏	施 術 所		平成 18 年

	H.B.C 整骨院 八代 八代市建馬町 3-1 2F	花園整骨院 八代市花園町 11-1 2F	8 月 4 日
--	-------------------------------	-------------------------	---------

熊本県告示第 891 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字白川字下千原 1509、字尾崎 1564、1568、1569
 - 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字尾崎 1568、1569、字下千原 1509・字尾崎 1564（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 892 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	218 号	宇城市豊野町糸石字岩崎 26 番 2 地先から 同所 23 番 1 地先まで	前	14.8	69.0	廃道処分
			後	21.2		
			後	14.0 ～ 15.2	69.0	

- 区域を変更する期日 平成 19 年 10 月 19 日

熊本県告示第 893 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江乙字藤渡瀬 286 番 1 地先から 同所 286 番 1 地先まで	61.8	災害防除

2 供用を開始する期日 平成 19 年 10 月 19 日

熊本県告示第 894 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 5 条の規定により、木材業者を次のとおり登録した。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者の登録）

登 録 年 月 日 登 録 番 号（摘 要）	住所及び氏名（法人にあっては 所在地、名称及び代表者の氏名）	業 態	主な 取扱材
平成 19 年 9 月 20 日 A10432（新 規）	球磨郡錦町大字木上西 2550 羽田栄理	木材売買	製品

熊本県告示第 895 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 7 条の規定により、木材業者の登録を次のとおり書き換えた。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者登録の書き換え）

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、 名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 9 月 18 日 A06047	阿蘇郡小国町大字宮原 1802-1 小国町森林組合 北里耕亮	阿蘇郡小国町大字宮原 1802-1 小国町森林組合 高野悠爾	代表者の変更

熊本県告示第 896 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
外科	田中 克明	平成 19 年 9 月 27 日	医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡大津町室 955 番地
耳鼻咽喉科	塩盛 輝夫	平成 19 年 9 月 27 日	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 八代市竹原町 1670 番地
リハビリテーション科	小川 清洋	平成 19 年 9 月 27 日	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 八代市竹原町 1670 番地
整形外科	西里 徳重	平成 19 年 9 月 27 日	健康保険人吉総合病院 人吉市老神町 35 番地
呼吸器科	高城 暁	平成 19 年 9 月 27 日	荒尾市民病院 荒尾市荒尾 2600 番地
循環器科	工藤 隆志	平成 19 年 9 月 27 日	荒尾市民病院 荒尾市荒尾 2600 番地
整形外科	福田 和昭	平成 19 年 9 月 27 日	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目 2 番 1 号
整形外科	沼田 亨祐	平成 19 年 9 月 27 日	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目 2 番 1 号

整形外科	宮崎 信	平成 19 年 9 月 27 日	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目 2 番 1 号
整形外科	藤松 晃一	平成 19 年 9 月 27 日	上天草市立上天草総合病院 上天草市龍ヶ岳町高戸 1419 番地 19
神経内科	丸吉 夏英	平成 19 年 9 月 27 日	独立行政法人国立病院機構熊本南病院 宇城市松橋町豊福 2338 番地
外科	沖野 哲也	平成 19 年 9 月 27 日	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2659 番地
眼科	牧野 昌子	平成 19 年 4 月 2 日	きはら眼科 八代市萩原町二丁目 6 番 32 号
外科	田中 洋一	平成 19 年 4 月 1 日	公立玉名中央病院 玉名市中 1950 番地

熊本県告示第 897 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき 医療の種類	指定年月日
山鹿市立病院	山鹿市山鹿 511 番地	眼科	平成 19 年 9 月 27 日
有限会社不知火メ ディクス松林堂薬局	玉名郡南関町上長田 638 番地 5	調剤	平成 19 年 9 月 27 日
あきよし調剤薬局む さし店	菊池郡菊陽町津久礼 3260 番地	調剤	平成 19 年 9 月 27 日
岡東調剤薬局	天草市久玉町 5704 番地 5	調剤	平成 19 年 9 月 27 日
訪問看護ステーショ ンほたる	宇城市松橋町松橋 106 番地 2	訪問看護・老人 訪問看護	平成 19 年 9 月 27 日

公 告**熊本県公告第 851 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 5 月 22 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により荒尾市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グリーンプラザ
荒尾市荒尾 4186 番地 1 ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
平成 19 年 10 月 19 日から平成 19 年 11 月 19 日まで

熊本県公告第 852 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 天草市亀場町亀川 1526 番地 4

- 2 築造者の氏名 山本友保
- 3 道路の位置 天草市亀場町亀川字浜田尻 129 番 6、同 129 番 21、同 129 番 25、同 131 番 8 及び同 131 番 9
- 4 道路の幅員 4.03 メートル
- 5 道路の延長 27.08 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 9 月 28 日
- 7 指定番号 天草企調第 12 号

熊本県公告第 853 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市滑石 2542 番地 1
- 2 築造者の氏名 株式会社耘野商会
- 3 道路の位置 玉名市岱明町野口字平 2439 番 3 及び同 2440 番 10
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 47.15 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 10 月 4 日
- 7 指定番号 玉名景建第 38 号

熊本県公告第 854 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 天草市本渡町広瀬 118 番地 3
- 2 築造者の氏名 倉田正子
- 3 道路の位置 天草市今釜町 3322 番 4 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 4.29 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 10 月 5 日
- 7 指定番号 天草企調第 13 号

熊本県公告第 855 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路 3.5.45 号 上熊本弓削線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市京町本丁、上熊本一丁目、三丁目、京町二丁目、壺川一丁目、内坪井町、坪井三丁目、四丁目、五丁目、葉園町、妙体寺町、西子飼町、東子飼町、子飼本町、黒髪二丁目、五丁目、六丁目、七丁目、龍田陣内一丁目、三丁目、四丁目、龍田一丁目、二丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、龍田弓削一丁目、二丁目、龍田町弓削の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県熊本土木事務所企画調査課、熊本市都市建設局都市政策部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成 19 年 10 月 19 日から平成 19 年 11 月 2 日まで

熊本県公告第 856 号

熊本県卸売市場条例（昭和 46 年熊本県条例第 67 号）第 20 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止届出があったので公告する。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 卸売業者の名称及び所在地
株式会社多良木魚市場
球磨郡多良木町大字多良木 3020 番地
- 2 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地

株式会社球磨総合地方卸売市場
球磨郡多良木町大字多良木 3989 番地

熊本県公告第 857 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項**(1) 調達物品及び数量**

ミニショベル 1 台

(2) 調達物品の規格及び品質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成 19 年 12 月 28 日（金）

(4) 納入場所

熊本県高等技術訓練校

(5) 電子入札に関する事項

本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

(6) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに入力すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 6 の（3）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

(5) 熊本県内に本店、支店又は営業所等を有すること。

(6) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本高等技術訓練校へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等**(1) 申請の方法**

2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 19 年 10 月 19 日（金）から平成 19 年 11 月 2 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 21 年 9 月 30 日（水）までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日（水）から平成 21 年 7 月 31 日（金）まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 10 月 19 日（金）から平成 19 年 11 月 9 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2 の（6）に係る書類（仕様適合証明書）
ウ その他必要書類
- (4) 提出方法
5 に記載する場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
なお、電子入札により参加する者は、提出書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧（交付）期間及び場所
ア 閲覧（交付）期間
平成 19 年 10 月 19 日（金）から平成 19 年 11 月 9 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 閲覧（交付）方法
電子入札システムホームページにて閲覧又は 5 に記載する場所にて交付
- (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4 の（5）記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム（運用時間：午前 9 時～午後 5 時）により入札すること。
入札書受付締切日時 平成 19 年 11 月 14 日（水）午後 4 時
イ 紙入札方式による入札
日 時 平成 19 年 11 月 15 日（木）午前 10 時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6 の（3）のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
イ 紙入札方式の場合
6 の（3）のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 11 月 14 日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 記名押印を欠く入札

- エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ くじ番号の記入のない入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
ケ 二以上の意思表示を行った入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 858 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を人吉市役所に掲示する。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不分明な者の氏名
尾方 亘、永田 重磨、樫木 貞雄、西川 純郎、東 俊二、久保寺 愛之、永田 義則
- 2 通知の趣旨
- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 9 月 12 日付け熊本県告示第 762 号による。

熊本県公告第 859 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を五木村役場に掲示する。

平成 19 年 10 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不分明な者の氏名
松岡 藤雄、立野 洋子、尾方 勇、高橋 長子、角 秀人
- 2 通知の趣旨
- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 9 月 12 日付け熊本県告示第 763 号による。

